

日本の伝統食品を守る会 規約・会則

更新日：2020年3月18日

(名称)

第1条 この会は、日本の伝統食品を守る会と称する。

(事務所)

第2条 この会の運営は旨味ジャパン株式会社が行い、会の運営事務所兼関東ショールームは、千葉市緑区おゆみ野5-18-1-102に置く。

(目的)

第3条 この会は、食品商品開発及び量販店への販売に関する活動を行い、会員の売上向上に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために商品開発及び販売活動を行い次の事業を実施する。

- (1)商品開発支援
- (2)販路開拓支援

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2)賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を運営会社経由で理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 正会員は、以下に定める会費及び費用を納入しなければならない。なお賛助会員の会費は個別に別途覚書で合意することとする。

- (1)固定年会費（正会員 年会費税別 60,000円、賛助会員 年会費税別 60,000円）
- (2)会のロゴを付した商品の出荷額に応じた成果連動型変動月会費（会のロゴを付した商品の出荷額の3%に当たる金額を毎月支払う。月末締め翌月15日までに運営事務局に出荷個数及び出荷金額を報告し、月末までに運営会社に支払う。請求書は運営会社が発行する。）
- (3)会のロゴを付したシール費用（会のロゴを付したパッケージを採用しない場合は、会のロゴを付したシールを個別商品に貼り付けるものとし、ラベルは運営会社から購入することとする。）

なお商品パッケージデザインや動画撮影費用などを個別に費用が発生する場合は、事前に見積書を発行することとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を運営会社経由理事会に提出し任意に退会することができる。但し、会のロゴを付した商品の出荷が続く限り成果連動型の会費は支払うこととする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)会費を納入しないとき。

(2)会則に著しい違反があり、理事会で退会処分となったとき。

(理事会)

第8条 この会には理事会を設置し、意思決定は理事会で行う。

(職務)

第9条 理事会はこの会を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(勉強会兼情報交換会)

第11条 この会では勉強会兼情報交換会を開催する。毎月1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 参加は自由参加とする。

(変更)

第12条 この会則は、理事会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

(その他)

第13条 この会則はに定めるもの他、必要な会則は別に定める。

附則

この会則は、2020年4月1日から施行する。